

スウェーデンの患者運動

6

四、ヨーテボリでの

キャンペーン(その二)

発展するリハビリ
職業訓練への要求の高まりとともに、作業場はだんだん狭まってきた。やがて、患者会のイニシアティブによって、一九五八年には立派なリハビリの作業場が、アンドラロンクガーターンに建てられた。そしてそこには製本部が設けられることになった。

この事業は、その後一般労働市場へ道をひらく準備段階として、多くの会員にとってきわめて有意義であった。仕事は糊づけ、据つけ、電話台帳の作成などであった。しかしこの程度の仕事では、利益を生みだすにはほど遠かった。のちにヨーテボリ市の事業として認可されることになった。そして一九六四

年には完全な保護事業となった。歴史的な一九六一年は、他の意味でも会の歴史の上にエポックを画す年となった。この年のヨーテボリでの全同盟の会合で、心臓疾患者の会との合同が決まったということだった。心臓病患者の抱える問題は結核患者と共通しており、両者とも外からはわからないという点でも共通していた。この合同を機に名称も変わり、結核患者の全国同盟は、「結核及び心臓病患者の全国同盟」(RHL)となった。これにともない、ヨーテボリの結核患者の中央会も「ヨーテボリ心臓及び結核患者の

統一組織」と名称を変えた。またアフターケアの会も「ヨーテボリ心臓及び結核患者のアフターケアの会」と改称された。これは現在の「心臓及び結核患者の会」ヨーテボリ支部である。今日のレストランロームスカ病院患者会で、今もなお昔と同じように活躍している。サンダルナスの夏のサナトリウムは、もうずい分前に廃

員たちの家の近くにある。会員の平均年齢六十歳。昔とくらべると社会も変わった。会員の平均年齢も五十歳をこえ六十歳近くなった。会費の事業活動も多く、面が変わってきたが、その意義は変わるところがますます大きくなってきている。われわれの経済水準も向上した。いまの私たちは、昔と同じように旅行にお金をかけた。ちがつて旅行にお金をかけた。文化を吸収したりするこ

RHL(心臓と結核の患者同盟)四〇年史

訳 くるべのりこ
監修 おさひろし

止された。われわれのクリスマス新聞「きらめき」は、全ヤパーティの費用の一部を負担することも可能になった。このようなことは、一九四〇年代には全く考えられない。憩の家、はいま、ステイクベリイシリデン10の、古い船とであった。

五、縁の下の力もち

エリザベート

活動家エリザベス
ヨーテボリのエリザベス・ててみよ。

エリザベスが病にたおれたのは、一九四〇年のことだ。彼女は約一年半の闘病生活に入った。この間彼女は、富くじや、クリスマス新聞を売ったり、光学器械の会社で働いたりした。運命は彼女に決して恵まぶ

かかったとはいえなかった。肉体的な苦痛に負けることのない鉄の意志が、つねに小柄な彼女を支えていた。肋膜炎で危険な状態におちいったこともあったがエリザベスは絶望しなかった。その甲斐があつて一年後、再び彼女は立ち直った。

「当時の結核患者は、まさに社会からの疎外者だった」とエリザベスは語る。「だから私は精神的に病気をのりこえることのできなかつた人や、必要な援助をうけられなかつた人は破滅せざるをえなかつたと思う」、「だから私は放棄することを拒否し、一九五〇年から活動に参加したのだ」とも語った。

ヨーテボリは女性の街として彼女は、十四日間の社会福祉の講座に通い、同じ状態にある多くの仲間と知りあつた。いまエリザベスは、ハルツの事務所で四五〇人の会員との連絡係をつとめている。会長は、ヘルゲ・ストロームであるが、実質的な公務はエリザベスに委ねられている。ヨーテボリは女性の街である。女性の地位が高いかどうかは疑問であるが、学習活動については生き生きと活発である。エリザベスは未来についてつぎのように語った。運動をストップさせない。「私が望むものは、会の発展がこれからもつづくこと。労働の権利が完全に実現されることである。それは困難なことにはちがいないが、多くの人はとほりの中に身を投じて実現に努めるだろう。もう一ついいたいことは、運動をストップさせないことだ。そして、その時代にあつた方法で運動すること。困難に遭つてもギブアップしないで変革にむかひていくことである。」と。(以下次号につづく)

2割程度は健康阻害しない

健保法の国会審議で政府答弁

健康保険法等一部「改正」案の審議が、四月十二日から衆議院社会労働委員会で行りまされた。審議はこれまでに十二日、十九日と二回行われ、次回は五月十日、十七日が予定されています。質疑は、自民・社会・公明・民社の順で行われ、十日の民社・共産・社民連の質疑で各党一巡することになります。今号では、十二日の社労委の質疑を中心に、これまでの審議の特徴点をふりかえりながら、政府答弁の問題点をあげてみました。

「10割給付は乱診乱療誘発」

保険局長

これまでの審議では「改正」案の目的、背景から始って、①高額療養費の低所得者への扱い、②任意継続給付の延長③附加給付の取扱い④高度先端医療の扱い等が主な質疑の対象となっています。関連した問題では医療費推計資料の提出、長期ビジョンの提出が求められています。

四月十二日の社会労働委員会の審議から特徴点をあげてみました。この日は丹羽雄哉(自、村山富市(社)、河野正(社)各氏の質疑が行われています。丹羽氏の質問に答えて①附加給付は禁止しない(吉村保険局長) ②任意継続延長は検討する(渡部厚相)と答えています。村山氏は法案の撤回を求める

と同時に医療費推計資料の提出、国保の八割給付化、差額徴収の解消などを取り上げ、①医療推計は提出したい(保険局長) ②国保の八割給付化に努力する

丹羽氏「自己負担導入は避けず、改正の趣旨は理解している。ただ、財政の転換合せで、国民の生活実感から離れていくとの批判がある。

あるなかでなぜ定率負担にしたのか。

厚相「患者がかかった医療費がすくわかりコスト意識を持つてもらうためである。各制度の給付を将来八割に統一するためでもある。

村山氏「五十三年の改正案は家族も十割給付であった。わずか五、六年で本人給付率の引下げに変わっているが、医療保険制度についての政府の考え方に一貫性がないではないか。

保険局長「確かに当時十割給付を出したが、薬剤費は全て給付からはずし、技術料部分についての十割給付であった。いずれかに一部負担を課する思想は歴然とあった。

村山氏「本人給付率の引下げと物への一部負担は違う。基本の考えが変わっている。

保険局長「基本は医療費を誰がどういう形で負担するかが問

題である。医療費を賄うには保険料、国庫負担、患者負担のバランスに尽きる。十割給付は乱診乱療を誘発することもあり、また患者負担も生命にかかわるようなかけ方は問題であるが、今回程度の負担は、生命、健康を阻害する要因とは考えない。

国保の国庫補助

村山氏「国民健康保険の国庫補助の減で保険料の増額になるようなことはないか。

保険局長「退職者医療制度の創設だけでなく、医療費適正化も実施することにしており、一年たってみなければわからない問題ではあるが、今回の改正で保険料の増になることはないことを確信している。

以上からも明らかのように、政府は十割給付を医療と患者を近づける大切な部分とみず、乱診乱療の弊害の面だけを主として見ていること。二割自己負担、差額診療の導入等の重い負担を国民の生命、健康に支障のないこととしてとらえていること等は重大な発言といえます。

自民党は、八十日間の会期延長を図って健保法の成立を期しており、国会要請、マスコミへの投書等院内外での運動の高揚が一層重要になっています。

運動の高揚重要

主な改悪内容

- ①健康保険本人の一割自己負担(59年7月より) 二割自己負担(61年より)
- ②高額療養費自己負担限度額5万1千円を5万4千円に。低所得者1万5千円を入院3万円、外来3万9千円にする。
- ③差額診療の導入。
- ④医療費国庫負担率の引き下げ
- ⑤標準報酬月額額の引き上げ



132項目の国への要求をまとめ新たな運動を期す守る会の全国運営委員会

子供の心臓病を守る会

132項目の要求決める

健保、年金などで署名運動も

全国心臓病の子供を守る会は、日本青年館で開きました。五十九年度第一回全国運営委員 全国三十支部から六十八人が会を四月十四、十五日、東京の 参加、健保、年金、身障法など

をめぐる運動の報告とこれから
の進め方、六十年度の国への要
求の検討などが中心議題でし
た。

各地から集まってきた要求や
実情の中には、特別児童扶養手
当の打ち切りや等級下げがす
ずんでいることや、福祉事務所
の係官が近所を聞き込み歩い
た例もあり怒りを買いつていまし
た。また、専門病院がない、転
院がスムーズにできない、救急

長野県伊那谷地方を独占的に
カバーしている信南交通は、昨
年九月、それまで実施していた
内部障害者への運賃割引を打ち
切りましたが、今年三月からま
た復活しました。復活までには
連帯した運動があったのです。

伊那谷地方には、全国心臓病
の子供を守る会長長野県支部の飯
田・下伊那ブロックがあります。

この飯・伊那ブロックの十一月
例会でまず、この内部障害者へ
の運賃割引が問題になり
ました。これは福祉後退だ、許

車が地区外に行つてくれないな
どの医療の問題や、学校教育上
の悩みが多く出されています。
これらの要求は六つの柱目
三十二項目にまとめて、国へ要
求することになりました。

また、医療保険、障害年金、
身障法の問題については、特に
心臓病児者に関わりの深い点に
ついて国会請願を行うことに
し、全会員が取り組む署名運動
の実施を決めました。

一日目の夜には、「日本の社
会保障制度、医療制度はどのよ
うに変えられようとしているの
か」と題して、全患連の代表幹
事の長（おさ）宏さんの講演が
行われました。この講演を聞き
ながら

せないということで、腎臓病友
の会とも協力して運動すること
を決めました。

腎臓病友の会を探し当り、連
帯した運動が実現しました。

内部障害者除外は不当

結をとり合った両会は、いっし
よに信南交通と交渉しました。
十一月二十二日に両会の代表四
人が信南交通の常務ほか三人と

加盟各会の総会日程

*全国ハンセン病患者協議会第31回定期支部長会議
5月9日〜11日 菊池恵楓園（熊本県）

*互療会第16回総会
5月13日 久留米大学商学部御井学館（福岡県）

*全国腎臓病患者連絡協議会第14回総会
5月20日 静岡市民文化会館（静岡県）

*日本患者同盟第77回定期大会
5月21日〜23日 愛媛県身障者福祉センター

☆全有協は未定、心臓病、全交災は秋です。

☆連帯のメッセージ、祝電を送りましょう。

た人々は、「夢も希望もない国
にさせられようとしていること
がよくわかった。やっぱりがん
と約束しました。その後心臓病
の子供を守る会は、会員のバス
利用度を調査したり新聞社へ働
きかけたりました。

こうして二月下旬、信南交通
は、割引を復活させるとの回
答を出したのです。両会の人々
は、やればできる、運動の成
果だ」とよろこびましたが、こ
の復活はローカル線だけで、名
古屋との間を結ぶ高速バスは名
鉄との関係でまだ復活されてい
ません。次は名鉄が相手、と張
り切っています。

バス割引を復活

長野・伊那の心臓と腎臓の会

をめぐる運動の報告とこれから
の進め方、六十年度の国への要
求の検討などが中心議題でし
た。

負担「公平化」し8割給付

厚生省 「医療政策の基本方向」を提示

「単なる財政対策でないというなら長期的展望を明らかにせよ」などと、健保法案の国会審議の中でせまられていた厚生省は、四月二十七日の衆院社会労働委員会理事会上に「今後の医療政策の基本方向（厚生省試案）——二十一世紀をめざして」と題した中長期ビジョンを提出しました。この「基本方向」では、将

来に統一すると、審議中の改悪案を前提に国保、被用者保険家族の給付率引き上げを示していますが、あわせて「負担の公平化」の考えも示しており、国民負担を強化して「公平化」を図るものです。

「生涯を通じた健康づくりの推進」②地域医療を確保するための医療供給体制の整備

③将来にわたる医療費規模の適正化④医療保険の給付と負担の公平化、の四点を基本とし、その具体的対策を掲げています。

医療保険については、「六十年代後半に給付率を八割程度に引き上げ、

健保法改悪案の国会審議がはじまった折、自民党の医系議員らを中心に「二十一世紀の国民医療を考える会」が四月二十四日に結成され、健保法について「法案の審議は慎重に行うよう」求めていくことを話し合いました。

この「考える会」は、座長に鯉岡兵輔・元環境庁長官を並び、健保法案について意見

交換しましたが、「政府案は昨年暮の総選挙時の公約に違反する」、「日本歯科医師会の健保法のアンケートで、自民議員のうち約二百人が反対、不満と答えている」などの意見が出され、事実上の「反対」の立場を明確にし、会合終了後には、同会の代表が早速、首相に対し「慎重に」と申し入れを行いました。

この「考える会」は、先年全国患者家族団体連絡会の国会請願で要請した代表に、政務次官を辞めても反対する」とした関口恵造参院議員らが発起人で、約百六十人の自民議員が参加しています。

今の焦点は役立ちもの

特発性心筋症を公費で

厚生省 難病の治療研究事業26疾患に

難病患者の医療費のうち、五日に発表しました。これにより、今年一月から同事業の対象となったウエケナー肉芽腫症を含め、公費負担の対象となる難病は二十六疾患となります。実施時期は来年一月一日からとなっています。

特発性拡張型(うっ血性)心筋症は、厚生省の発表では、肥大型、拘束型、拡張型(またはうっ血型)の三種類ある

原因不明の特発性心筋症のうち、心臓の内腔が著しく拡張して収縮しにくくなる病気が、呼吸困難、胸部圧迫感などの自覚症状があり、発病後五年以内に五割、十年以内に七割が死亡するといわれています。全国の推定患者数は約千五百人で、うち七割が男性、二十五歳から三十四歳の人に多いといわれています。

日本医師会は四月一日に開いた第六十八回定例代議員会議で、次期会長選挙を行った結果、現職の花岡堅而会長が敗れ、羽田春兔・東京都医師会

されたこの選挙で、現職会長を十九票差で破って選任された羽田春兔新会長は、大正四年生まれ。北海道大学医学部を昭和十五年に卒業後、海軍軍医少佐などを経て、二十三年から都内で開業、四十一年から都医師会理事となり五十二年から五十八年まで同副会長、五十八年四月から都医師会会長を勤めています。

羽田新会長は、就任後の記者会見で「健保法案の一割負担は疑問だ。負担させなくとも他の方法があるのではないか」などと述べました。

代議員会では、「正しい国民医療を確保するため、財政を阻止するために、国民とともに全力を尽す」との決議を採択しました。

健保 「法案審議は慎重に」

自民医系議員らが 「考える会」を結成

日医会長に羽田春兔氏選出

代議員会 「健保改悪阻止に全力」決議

「患者の権利宣言」起草へ

医療問題 患者団体とも相談 弁護団

四月二十三日付朝日新聞朝刊で、患者の権利宣言づくりが、一面トップで報道され、全患連加盟団体の中でも関心と呼んでいます。

宣言づくりを検討しているのは、医療問題弁護団(代表・渡辺良夫弁護士)の中に設けられた小委員会、四月十四日の弁護団総会において、今秋には宣言を起草し発表することを決めて

います。

同弁護団には約百人の弁護士が加わっていますが、代表の渡辺良夫弁護士は、朝日訴訟の弁護も担当し、社会保障、人権問題に情熱を傾けている弁護士として知られています。同弁護士

が集って話し合う場も考えており、さしあたって原案の印刷が二週間位でできるので、全患連等各団体にも発送を予定しているとのことでした。

現在の医療において、ともすれば、患者の権利が軽視されがちな現状を踏まえたこの取り組みの意義は大きく、患者の権利宣言づくりを大会で決めている全患連としても医師と患者の信頼関係を高め、医療改革に積極

的な役割を果たす立派な宣言が求められることを期待せずにはおられません。そのために全患連としてどう対応するかについて幹事会でも検討することになると思われま

宣言(原案)の 主要内容

- 1、前文 患者が医療行為について十分知らされていないこと、一般市民が、自分の症状に適切な病院、医師の診療を受ける機会が得にくい等現実の医療の問題点の指摘
- 2、本文
 - ①個人の尊厳
 - ②平等な権利
 - ③最善の医療を受ける権利
 - ④医療内容を知る権利
 - ⑤自己決定権
 - ⑥プライバシーの権利
 - ⑦医療従事者の義務

医学教育のありかたをはじめ、医療政策全体からの検討と合わせて患者の立場からの権利の主張が医療の改革にかかせないだけに注目されます。

とりわけ、今度の健康保険法の改悪において差額診療が導入されようとしている折から、平

日本病 院会も 勤務医マニユアル

患者の権利を日本で扱ったものとしては、日本病院会が昨年一月発行した「勤務医師マニユアル」があります。その四章で患者の権利と責任を規定しています。具体的には①医療上最適なケアを受ける権利(恩恵享受の原理)②適切な治療を受ける権利(公正の原理)③人格を尊重される権利(人権尊重の原理)④プライバシーを保護される権利(守秘義務の原理)⑤医療上の情報・説明を受ける権利(真実告知の権利)⑥医療行為(法による許可範囲外)を拒否する権利(自己決定の原理)⑦関係法規と病院の諸規則などを知る権利をあげ、患者の受療に対する倫理的権利であるとしています。弁護団の原案と対置すると患者の権利思想についての基盤の違いを感じさせます。

患者も「宣言」に期待

朝日新聞の記事を見て千葉県腎協の小関修会長は「患者の権利を明確にすることはよいことです。ただ、従来ともすれば、医師と患者を対立物とみる図式は、透析医療の場合あてはまりません。透析医療の現場には一

体感があります。医療体制の矛盾を願っています。そのためには、患者は気軽に医師に療養のことが相談でき、看護婦にも速慮なく物が頼める親切なよい医療を願っています。そのためには、

等な医療、最善の医療を受ける権利をにかけている意義も積極的に評価されます。医療についての国民的合意の形成にも重要な役割を果たすことになると考えられます。宣言に

関連して読者からの投稿をお待ちしています。



一年間に383件の患者移送

— 清瀬市(東京)移送サービスの会 —

「清瀬市移送サービスの会(山口明会長)は四月十四日、国立療養所東京病院で第二回総会を開きました。

「清瀬市移送サービスの会」

は、昨年五月十四日に発足した会で、国立療養所東京病院に通院する脳卒中の患者、家族二百人を中心に、医師、理学療法士、ケースワーカー、市議、結核回復者など幅広いボランティアを含め三百五十人が参加する組織です。同会では、車椅子のタク

シール利用で不便を感じている会員にリフトカーを使って移送の便にあたり喜ばれています。この日の総会には、不自由なからだをおして患者、家族二十人から参加。総会の成功を祝つて三上・清瀬市議会議長をはじめ来賓多数が挨拶しました。

総会では、一年間に同会が行つた移送サービスが三百八十三件に達し、利用目的も通院、外泊、デパートの買物、訪問、墓参、アパート探しなど多方面に

域社会の一員として外出する権利を主張できる運動体をもつてきた。清瀬市の行政レベルでも、「外出」の問題、「地域福祉」の問題に目をむけるよ

うになり、この影響は東久留米の社協、福祉行政や保谷市などにも新しい動きをつくり出していると評価しました。あわせて財政活動、機関紙活動の強化を含めて会の一層の発展を決議、成功裡に総会を終えています。この総会には私も招かれ、連帯の挨拶をしました。同会の一層の活躍が、国際障害者年の理念である「完全参加と平等」を実現する立場から期待されています。(日患同盟・佐々木長)

全患連加盟組織

- <互療会>
〒105 港区新橋5-14-12 大幸ビル2階
☎03(432)3514
- <全国交通労働災害対策協議会>
〒171 豊島区西池袋1-4-5
☎03(982)7361
- <全国腎臓病患者連絡協議会>
〒161 新宿区下落合3-15-29 田沼ビル
☎03(952)5340
- <全国心臓病の子供を守る会>
〒101 千代田区神田北乗物町17 北乗ビル
☎03(256)8424
- <全国ハンセン病患者協議会>
〒189 東村山市青葉町4-1-10
☎0423(94)1571
- <全国職業性有害物障害患者協議会>
〒105 港区西新橋2-21-5
☎03- (433) 2082
- <日本患者同盟>
〒204 清瀬市松山2-13-12
☎0424(91)0058
- <慢性一酸化炭素中毒患者会>
〒151 渋谷区千駄ヶ谷1-31-5 代々木病院内

事務局から

▼健保法案をめぐる国会審議はいよいよ本格化してきました▼自民議員のうち百六十人もが参加する組織が旗揚げし、健保法を批判する意見が続出したということですが▼政府・自民党幹部は直ちに「重要法案の成立に挙党一致」と確認するあわてぶりです▼今月は各会の総会が続きます。健保改悪阻止の運動の発展が期待されます。

渡辺清著——「赤旗」年金・社会保険テレホン相談でおなじみの

健康保険のじょうずな使い方

定価 980円
送料 250円

健保・国保・老人保険の手びき——あなたの、そして家族の医療を守る健康保険証は有効に使われていますか？ たとえば夫が単身赴任・子供が下宿・旅行先で病気……のとき、どうしますか。また、健保・国保の諸給付のいろいろやお年寄が老人保健の扱いになったとこと、歯や手術や入院治療で“保険がきくきかない”など。著者は実例をもとに、健康保険でわからないこと、すべてを本書で説きあかしました。家庭に1冊、身近において活用ねがいたいのが本書です。

労災認定の理論と実際

横丁郁朗・河野順一共著
A5判8ポ2段組み上製箱入
定価 5200円 送料 350円

発行・笠原書店／発売・竹内書店新社(東京・文京・関口町 ☎03-268-3280)